

議案第56号

地方自治法第96条第2項の規定による三朝町議会の議決すべき事件に関する条例の一部改正について

次のとおり地方自治法第96条第2項の規定による三朝町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成23年8月22日

三朝町長 吉田秀光

地方自治法第96条第2項の規定による三朝町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例

地方自治法第96条第2項の規定による三朝町議会の議決すべき事件に関する条例（平成21年三朝町条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。）に改める。

改正後	改正前
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定による三朝町議会の議決すべき事件は、 <u>次のとおり</u> とする。 <u>(1) 三朝町における総合的かつ</u>	地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定による三朝町議会の議決すべき事件は、 <u>定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止</u> とする。

<p><u>計画的な行政の運営を図るための</u> <u>基本構想の策定、変更又は廃止</u> <u>(2) 定住自立圏形成協定の締結、</u> <u>変更又は廃止</u></p>	
--------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。